

事業所内保育事業(定員19人以下(小規模保育事業B型の基準が適用される事業所))(保育認定)

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分⑤				従業員枠の 子どもの場合 ⑦	処遇改善等加算 I						
				保育標準時間認定		保育短時間認定			保育標準時間認定			保育短時間認定			
				基本分単価 ⑥ (注)		基本分単価 ⑥ (注)			(注) ⑧			(注) ⑧			
10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児	240,530	(297,930)	229,430	(286,830)	⑥×84/100	+	2,300	(2,870)	×加算率	2,190	(2,760)	×加算率
			乳児	297,930		286,830			+	2,870 ×加算率			2,760 ×加算率		
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	140,110	(197,510)	135,480	(192,880)		+	1,290	(1,860)	×加算率	1,250	(1,820)	×加算率
			乳児	197,510		192,880			+	1,860 ×加算率			1,820 ×加算率		
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	113,410	(170,810)	110,490	(167,890)		+	1,030	(1,600)	×加算率	1,000	(1,570)	×加算率
			乳児	170,810		167,890			+	1,600 ×加算率			1,570 ×加算率		

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	管理者設置加算		保育士比率向上加算				障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算								
				⑨	処遇改善等加算 I	⑩	処遇改善等加算 I		⑪	処遇改善等加算 I								
	(注)	(注)	(注)		(注)													
10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児	+	85,240	+	850 × 加算率	16,700	(23,800)	160	(230)	× 加算率	+	114,800	(57,400)	1,140	(570)	× 加算率
			乳児					+	23,800	+	230	× 加算率	+	57,400	+	570	× 加算率	
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	+	35,520	+	350 × 加算率	10,660	(17,760)	100	(170)	× 加算率	+	114,800	(57,400)	1,140	(570)	× 加算率
			乳児					+	17,760	+	170	× 加算率	+	57,400	+	570	× 加算率	
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	+	22,430	+	220 × 加算率	9,430	(16,530)	90	(160)	× 加算率	+	114,800	(57,400)	1,140	(570)	× 加算率
			乳児					+	16,530	+	160	× 加算率	+	57,400	+	570	× 加算率	

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	休日保育加算			夜間保育加算		減価償却費加算									
				⑫			⑬		⑭									
				処遇改善等 加算 I			処遇改善等 加算 I		加算額 標準 都市部									
10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児	+ 休日保育の年間延べ利用子ども数 ~ 210人 186,900 211人~ 279人 199,700 280人~ 349人 225,400 350人~ 419人 251,000 420人~ 489人 276,700 490人~ 559人 302,400 560人~ 629人 328,000 630人~ 699人 353,700 700人~ 769人 379,400 770人~ 839人 405,000 840人~ 909人 430,700 910人~ 979人 456,400 980人~1,049人 482,000 1,050人~ 507,700	+ ⑫	÷ 各月初日の 利用子ども数	+ 84,590	+ 790×加算率	+ A地域 6,400 7,100	+ B地域 6,100 6,700	+ C地域 5,800 6,400	+ D地域 5,500 6,000						
			乳児										1、2歳児	38,160	330×加算率	+ B地域 2,500 2,800	+ C地域 2,400 2,600	+ D地域 2,300 2,500
			乳児										25,940	200×加算率	+ A地域 1,700 1,800	+ B地域 1,600 1,700	+ C地域 1,500 1,600	+ D地域 1,400 1,600

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	賃借料加算		連携施設を設定しない場合 ⑬	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 ⑭	常態的に土曜日に閉所する場合 ⑮	定員を恒常的に超過する場合 ⑯	
				加算額 ⑫						
				標準	都市部					
10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児	a地域	27,600	30,700	4,930	$(⑥(⑦) + ⑧ + ⑬) \times 14/100$	$(⑥(⑦) + ⑧ + ⑮) \times 10/100$	$(⑥ \sim ⑮) \times 58/100$
			乳児	b地域	15,200	16,900				
				c地域	13,200	14,700				
				d地域	11,900	13,200				
	+	a地域		13,700	15,300	2,050	$(⑥(⑦) + ⑧ + ⑬) \times 12/100$	$(⑥(⑦) + ⑧ + ⑮) \times 11/100$	$(⑥ \sim ⑮) \times 81/100$	
		b地域	7,600	8,400						
		c地域	6,600	7,300						
		d地域	5,900	6,500						
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	a地域	17,400	19,400	1,290	$(⑥(⑦) + ⑧ + ⑬) \times 11/100$	$(⑥(⑦) + ⑧ + ⑮) \times 11/100$	
			乳児	b地域	9,600	10,700				
				c地域	8,300	9,300				
				d地域	7,500	8,300				
+	a地域	17,400		19,400	1,290	$(⑥(⑦) + ⑧ + ⑬) \times 11/100$	$(⑥(⑦) + ⑧ + ⑮) \times 11/100$			
	b地域	9,600	10,700							
	c地域	8,300	9,300							
	d地域	7,500	8,300							
13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	a地域	17,400	19,400	1,290	$(⑥(⑦) + ⑧ + ⑬) \times 11/100$	$(⑥(⑦) + ⑧ + ⑮) \times 11/100$		
		乳児	b地域	9,600	10,700					
			c地域	8,300	9,300					
			d地域	7,500	8,300					
+	a地域		17,400	19,400	1,290	$(⑥(⑦) + ⑧ + ⑬) \times 11/100$	$(⑥(⑦) + ⑧ + ⑮) \times 11/100$			
	b地域	9,600	10,700							
	c地域	8,300	9,300							
	d地域	7,500	8,300							

加算部分2

処遇改善等加算Ⅱ	(算式1) 以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額とする。 ・処遇改善等加算Ⅱ-① $48,770 \times \text{人数A}$ ・処遇改善等加算Ⅱ-② $6,100 \times \text{人数B}$	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める ※3 利用定員が6人以上の場合には(算式1)を適用し、利用定員が5人以下の場合には(算式2)のA若しくはBのいずれかとする	
	⑳ (算式2) A：処遇改善等加算Ⅱ-① $48,770 \div \text{各月初日の利用子ども数}$		
	B：処遇改善等加算Ⅱ-② $6,100 \div \text{各月初日の利用子ども数}$		
冷暖房費加算	1 級 地 1,650	4 級 地 1,150	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から4 級地以外の地域
	⑳ 2 級 地 1,480	そ の 他 地 域 110	
	3 級 地 1,460		
除雪費加算	㉑ 5,890		※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	㉒ $145,470 \div 3 \text{月初日の利用子ども数}$		※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算	㉓ $150,000 \text{ (限度額)} \div 3 \text{月初日の利用子ども数}$		※3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	㉔ $120,000 \div 3 \text{月初日の利用子ども数}$		※3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算	㉕ $150,000 \div 3 \text{月初日の利用子ども数}$		※3月初日の利用子どもの単価に加算

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整